

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 7年度			
設計年月	令和 年 月			
予算科目	款	項	目	節
工事場所	京都市東山区長光町他地内			
路線名又は河川名等				
工事名	公園施設更新工事（東部土木みどり事務所管内）（その2）			
工 期	契約日の翌日から令和 8年 3月13日まで			
事業課（所）名	東部土木みどり事務所	単 価 使 用 年 月	令和 年 月	
工事番号		歩 掛 適 用 年 月	令和 年 月	
変更回数		基 準 適 用 年 月	令和 年 月	
主 工 種		単 価 地 区		
前 払 金 支 出		調 整 区 分		

京都市 建設局

チェック欄	

工 事 概 要

工事場所				公園	3
インクルーシブ遊具設置・基礎設置	基	1	座板ベンチ設置・基礎設置	基	1
複合遊具設置・基礎設置	基	2			

施 工 理 由

本工事は老朽化した公園内の施設の更新及び補修することにより、誰もが安心安全に利用できる公園を提供するものである。
--

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2025年7月	
歩 掛 適 用 年 月	2025年7月	
基 準 適 用 年 月	2025年7月	
単 価 地 区	2601: I 地区	
調 整 区 分	本附帯工事	
共通仮設費（率計上）		
主 た る 工 種	09:公園工事	
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）（1）－3	1.2
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	4週8休以上(通期)	1.02
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）（1）－3	1.1
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	4週8休以上(通期)	1.03
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込） 等の区分	備考
土工	作業土工	残土等処分	土砂		m3	4,100	処分費	管理費区分:T
遊戯施設整備工	遊具組立設置工	複合遊具設置 川田欠ノ上公園、堂田公園			基	2,100,000	材工共	
遊戯施設整備工	遊具組立設置工	インクルーシブ遊具設置 三条東公園			基	1,021,000	材工共	
遊戯施設整備工	遊具組立設置工	安全柵設置 三条東公園			基	238,200	材工共	
サービス施設整備工	ベンチ・テーブル工	座板ベンチ再設置 三条東公園	座板流用		基	9,711	材工共	

設計内訳書（山科区）

工事名	公園施設更新工事（東部土木みどり事務所管内）（その2）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
施設整備		式	1				
土工		式	1				
作業土工		式	1				
床掘り	土質:土砂	m3	30				(概) 小規模
埋戻し	土質区分:土砂, 土質:土砂	m3	30				(概) 小規模
積込(ルーズ)	土砂	m3	100				(概) 小規模(標準以外)
土砂等運搬 残土	土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	100				(概)
残土等処分	土砂	m3	100				
園路広場整備工		式	1				
土系舗装工		式	1				
山砂舗装		m2	126				(概)
遊戯施設整備工		式	1				
遊具組立設置工		式	1				

設計内訳書（山科区）

工事名	公園施設更新工事（東部土木みどり事務所管内）（その2）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
複合遊具設置 川田欠ノ上公園、堂田公園		基	2				
複合遊具基礎設置 川田欠ノ上公園、堂田公園		基	2				(概)
構造物撤去工		式	1				
構造物取壊し工		式	1				
コンクリート取壊し運搬処理 構造物とりこわし・運搬・処分 (複合)	鉄筋構造物, 無, 無, 必要, 有り	m3	17				
運搬処理工		式	1				
スクラップ 運搬 現場発生品及び支給品運搬 現場発生品及び支給品積込・荷下し	2t級	t	0.3				(概)
スクラップ	ヘビークラップH2	t	-0.3				全ての間接費の対象としない
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	交通誘導警備員B	人日	6				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				

設計内訳書（山科区）

工事名	公園施設更新工事（東部土木みどり事務所管内）（その2）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
概略発注工		式	1				
概略発注工 設計内訳書の区分別の概略発注工 を除く直工の20.3%以内		式	1				(概)を参照
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

設計内訳書（東山区）

工事名	公園施設更新工事（東部土木みどり事務所管内）（その2）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
施設整備		式	1				
土工		式	1				
作業土工		式	1				
床掘り	土質:土砂	m3	20				(概) 小規模
埋戻し	土質区分:土砂, 土質:土砂	m3	20				(概) 小規模
土砂等運搬 残土	土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	6				(概) 小規模
残土等処分	土砂	m3	6				
園路広場整備工		式	1				
土系舗装工		式	1				
山砂舗装		m2	60				(概)
遊戯施設整備工		式	1				
遊具組立設置工		式	1				
インクループ [®] 遊具設置 三条東公園		基	1				

設計内訳書（東山区）

工事名	公園施設更新工事（東部土木みどり事務所管内）（その2）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
インクルーシブ遊具基礎設置 三条東公園		基	1				(概)
安全柵設置 三条東公園		基	1				
安全柵基礎設置 三条東公園		基	1				(概)
サビース施設整備工		式	1				
ベンチ・テーブル工		式	1				
座板ベンチ再設置 三条東公園	座板流用	基	1				
座板ベンチ基礎設置 三条東公園		基	1				(概)
構造物撤去工		式	1				
構造物取壊し工		式	1				
コンクリート取壊し運搬処理 構造物とりこわし・運搬・処分 (複合)	無筋構造物, 無, 無, 必要, 有り	m3	2				
コンクリート取壊し運搬処理 構造物とりこわし・運搬・処分 (複合)	鉄筋構造物, 無, 無, 必要, 有り	m3	0.1				
公園施設等撤去・移設工		式	1				
公園施設撤去工		式	1				

設計内訳書（東山区）

工事名	公園施設更新工事（東部土木みどり事務所管内）（その2）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
座板ベンチ撤去 三条東公園	座板流用	基	1				(概)
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	交通誘導警備員B	人日	12				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工 設計内訳書の区分別の概略発注工 を除く直工の25.0%以内		式	1				(概)を参照
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				

設計内訳書（東山区）

工事名	公園施設更新工事（東部土木みどり事務所管内）（その2）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

特記仕様書（個別工事編）

工事名 公園施設更新工事（東部土木みどり事務所管内）（その２）

工事場所 京都市東山区長光町他地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和６年８月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和６年８月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第2条（「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評価の考査項目「創意工夫」において、加対象となる。

第3条（受注者希望方式による「月単位の週休２日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休２日工事」の対象（受注者希望方式による「月単位の週休２日」）であり、「京都市建設局週休２日工事実施要領」（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休２日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「月単位の週休２日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「月単位の週休２日」の実施内容を反映させること。
- 3 「月単位の週休２日」を達成した場合は、工事成績評価の考査項目「創意工夫」において、加対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休２日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休２日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休２日工事」（４週８休以上であることを明記すること。）である旨

を明示すること（様式不問）。

第4条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>）

2 現場条件に関する事項

第1条（交通誘導警備員）

交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員の 有無
公園出入口	1名	交通誘導警備員B 1名	昼間	無

3 監督員の確認に関する事項

第1条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。
また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

監督員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品
（「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外）

工種・種別等	細 別	材料・資材・製品
遊具組立設置工	複合遊具設置	複合遊具 CP-01946N 同等品以上
	インクルーシブ 遊具設置	インクルーシブ プランコ ZSW-590 同等品以上

第2条（受注者の臨場）

監督員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第3条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）
（「共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外」

工種-種別等	細 別	確 認 項 目
遊具組立設置工	複合遊具設置	床掘り完了後
	インクルーシブ 遊具設置	設置場所 方向確認

4 建設副産物に関する事項

第1条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」（最終改正平成16年4月1日実施）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
コンクリート塊 （有筋）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府綴喜郡宇治田原町大字禅定寺小字棕谷37番	設計運搬距離 L = 24.7km
コンクリート塊 （無筋）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府綴喜郡井手町大字井手小字久保48番地の1	設計運搬距離 L = 24.6km

2 建設発生土が発生する場合の対応（指定地処分）

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督員に随時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時まで監督員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督員と協議のうえ、その指示によるものとする。

ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものとし、設計変更の対象とする。

<建設発生土>

建設副産物	受入場所	備 考
建設発生土	（指定地処分） 株式会社 山正 京都府京都市左京区北白川地藏谷町1-211	設計運搬距離 L = 7.9km

本工事では土壌調査費等を計上していないが、建設発生土について、以下の事項のいずれかに該

当する場合は土壌調査が必要となる。その場合は、設計変更の対象とする。

- (1) 指定している受入場所がある地方公共団体の関係法令に基づく土地の埋立等の許可を得た事業者である場合
- (2) 本工事の土砂等の性状（色、臭い等）や廃棄物の混入等の状況が埋立基準に適合しないおそれがある場合
- (3) 上記の(1)(2)以外に土壌調査が必要となった場合

なお、土壌調査を実施することとなる場合は、建設発生土の搬出前に土壌調査を実施し、以下の資料を監督員に提出すること。

- (1) 土壌分析結果証明書（計量法第 122 条第 1 項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書類（測定方法を明示したもの））
- (2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

3 建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督員は京都市土木積算システム設計単価第 5 編及び公共物 G I S に掲載している他の施設の中から積算上の 2 番目以降の受入地（以下「積算受入地」という。）を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するものとする。

積算受入地への建設発生土の搬出について、監督員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第 5 編及び公共物 G I S に掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の受入地（以下「提案受入地」という。）を提案することができる。

提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分に掛かる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

4 スクラップについて

本工事の施工により発生するスクラップは、下表の条件で積算している。

なお、搬出先は必要な許可を有するものとし、その証明書の写し（搬出先を変更したときのみ）と処分量を明記した証明書（受入確認書等）を監督員に提出すること。

建設副産物	受入場所	備 考
スクラップ (ヘビーH2)	京都府京都市南区上鳥羽鉾立町 4	設計運搬距離 L = 7.9km

第 2 条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

- (1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(最終改定令和 4 年 6 月 17 日)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件

を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。

(2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を別に定める18条様式に記載し、監督員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第1条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の45日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の30日前までに提出すること。

第2条（情報共有システムの利用）

- 1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

第3条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1） 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけでなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、

受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督員の指示による。

(3) 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

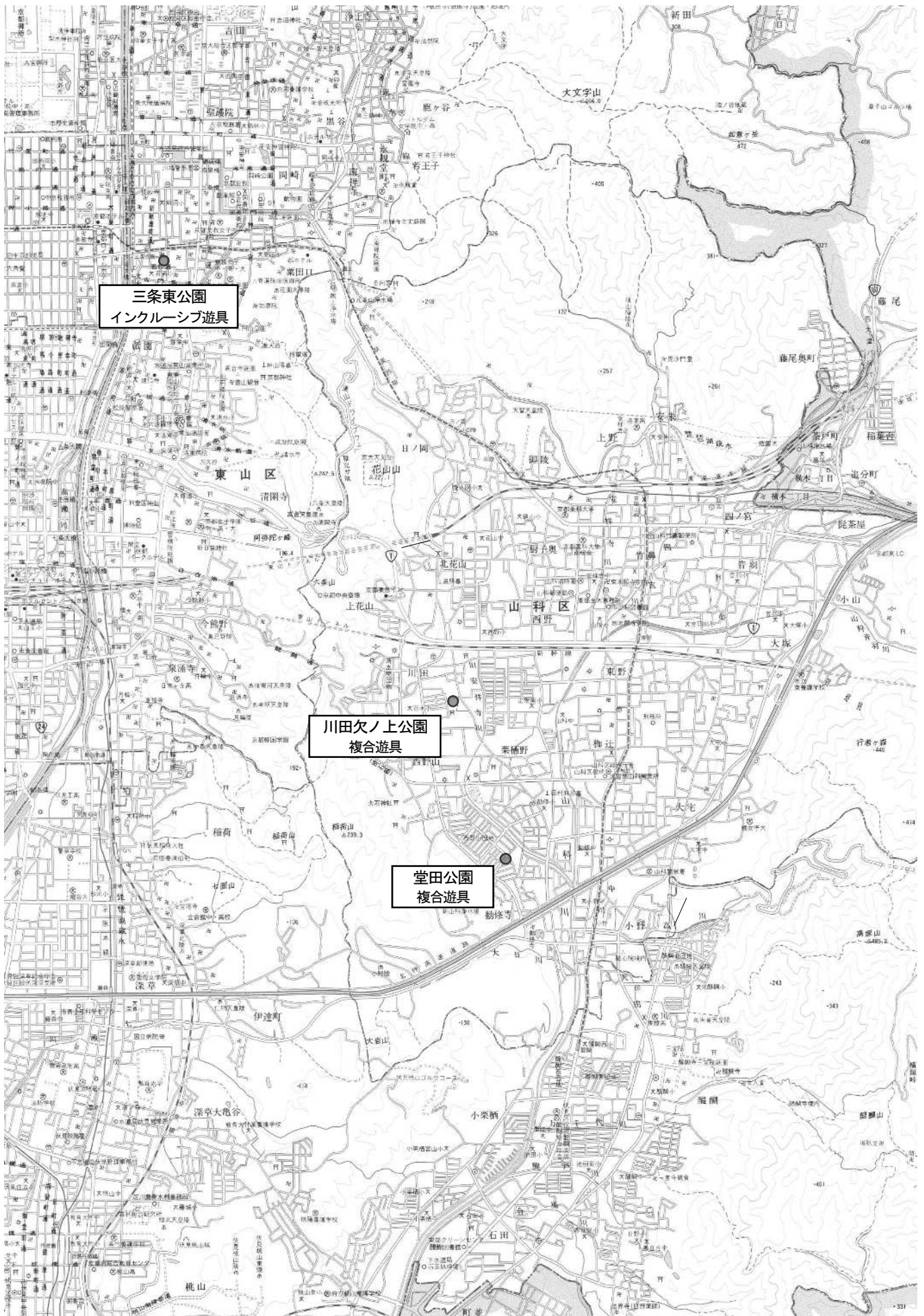
(4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第4条（特記事項）

- 1 受注者は、工事着手前に受注者名による「工事のお知らせ」等のビラを配布又は貼り出して、関係機関・周辺住民等に工期及び現場責任者氏名並びに連絡先等の周知を図らなければならない。ビラの内容等については、監督員と協議すること。
- 2 工事期間中は、工事標示板、協力依頼板、バリケード等の安全施設を設置し、小さな子どもが常時遊んでいるという公園の特異性に十分留意し、公園利用者の安全を確保すること。
- 3 工事期間中は、原則工事に必要な範囲のみバリケード等で囲むものとするが、安全管理上やむを得ない場合は監督員と協議のうえ公園全体を閉鎖することも可能とする。
- 4 各公園施設設置箇所の埋戻しに使用する土砂は、現場発生土（礫や突起物を取り除いた状態）とし、各層の転圧を充分に行い、良好な状態とすること。
- 5 掘削、積込、搬出及び搬入の際に乱された公園内の部分は、良質の山砂等をもって良好な状態に復旧すること。
- 6 施工の際には、既存の公園施設や樹木に損傷を与えることのないよう十分注意すること。
- 7 工事箇所の周辺道路には、工事用車両が待機、駐車することがあってはならない。工事関係者の車両についても同様とする。
- 8 遊具の色調については、監督員の指示に従うものとする。
- 9 既設遊具の部材を切断し撤去する場合は、公園利用者の安全に配慮し切断するものとし、切断面については、鋭利な箇所が残らないように施工を行うこと。また、切断後には安全面への配慮を行うこと。
- 10 既設の公園施設を撤去し、新たに公園施設を施工するまでの間は利用者が転倒等の事故を起こさないように仮囲いを設置すること。
- 11 近接する遊具から十分安全な離隔（安全領域）を確保したうえで、遊具を設置すること。安全領域は、「遊具の安全に関する規準（（一社）日本公園施設業協会（JPFA）」によるものとする。
- 12 遊具設置後、完成検査までに供用する場合は、監督員との協議の上、決定すること。

公園施設更新工事(東部土木みどり事務所管内)(その2)箇所図



● : 施工箇所